



広島県報

号 外
第 64 号

発行者 広 島 県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目 次

規則	県立広島大学組織規則の一部を改正する規則	……………	(大学企画管理室)	一
	広島県農業協同組合法施行細則の全部を改正する規則	……………	(団体検査室)	二
		……………	(以上県法規登載)	
訓 令	特別の資格又は職名を有する職員の内命等に関する訓令の一部を改正する訓令	……………	(人事室)	三
	広島県職員勤務評定実施規程の一部を改正する訓令	……………	(")	三三
		……………	(以上県法規登載)	三三
	広島県議会議事務局訓令	……………		
	広島県選挙管理委員会訓令	……………		
	広島県人事委員会訓令	……………		
	広島県監査委員訓令	……………		
	広島海区漁業調整委員会訓令	……………		
	広島県公営企業管理規程	……………		
	広島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	……………	(職員健康推進室)	三三
		……………	(県法規登載)	
告 示	昭和五十九年広島県告示第三百五十一号(広島県保健環境センターにおける使用料及び手数料の種別及び額)の一部を改正する告示	……………	(研究開発推進室)	三五
		……………	(県法規登載)	
	公営企業管理規程	……………		
	広島県工業用水道供給規程の一部を改正する規程	……………	(県法規登載)	三六
		……………		
	監査委員訓令	……………		

広島県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令……………三九

監査委員告示

広島県監査委員事務局の職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する告示……………三九

(県法規登載)

公布された規則のあらまし

一 改正の要旨
県立広島大学組織規則の一部を改正する規則(規則第四十号)(大学企画管理室)

二 施行期日
県立広島大学事務局の分掌事務の変更等を行うため、必要な改正を行った。

平成十八年四月一日

一 改正の要旨
広島県農業協同組合法施行細則の全部を改正する規則(規則第四十一号)(団体検査室)

二 施行期日
農業協同組合法の一部が改正されたことに伴い、不要になった様式を削除するなど必要な改正を行った。

平成十八年四月一日

規 則

県立広島大学組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第四十号

県立広島大学組織規則の一部を改正する規則

県立広島大学組織規則(平成十七年広島県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中「実施」を「調整」に改め、「(教学課の所掌に属するものを除く。)」を削る。

第五条第二項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 知的財産に関すること。

第八条第三項事務局の部総務課の項中第十一号を第十三号とし、同号の前に次の一号を加える。

十二 広報に関すること。

第八条第三項事務局の部総務課の項中第十号を第十一号とし、第一号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 大学の総務事務の総括及び各事務局キャンパス事務部総務課との連絡調整に関すること。

第八条第三項事務局の部会計課の項中第七号を第九号とし、同号の前に次の一号を加える。

八 科学研究費補助金の申請に関すること。

第八条第三項事務局の部会計課の項中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 大学の会計事務の総括及び各事務局キャンパス事務部会計課との連絡調整に関すること。

第八条第三項事務局の部教学課の項中第十九号を第二十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

二十 総合教育センターに関すること(企画担当の所掌に属するものを除く。)

第八条第三項事務局の部教学課の項中第十八号を第十九号とし、第三号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号中「入学試験」の下に「の調整及び実施」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号中「及び総合学術研究科委員会(代議員会に限る。)」を削り、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 大学の教学事務の総括及び各事務局キャンパス事務部教学課との連絡調整に関すること。

第八条第三項事務局の部学術情報課の項を次のように改める。

学術情報課

一 大学の学術情報に関する事務の総括及び各事務局キャンパス事務部学術情報課との連絡調整に関すること。

二 情報ネットワークシステムの保守及び運用に関すること。

三 学内の情報教育施設及び設備の管理運用に関すること。

四 図書等の閲覧、貸出及び返却に関すること。

五 学術文献の調査、検索、複写及び読書指導に関すること。

六 学術情報センターに関すること。

第八条第三項事務局の部企画担当の項第四号中「(代議員会を除く。)」を削り、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 知的財産の管理及び活用に関すること。

第八条第三項事務局の部企画担当の項第七号中「広報」を「外部資金の受入れ」に改め、同項第八号中「総合教育センター」の下に「(教育制度の充実に限る。)」を加え、「の庶務」を削る。

第八条第三項事務局庄原キャンパス事務部の部総務課の項中第十号を第十二号とし、第九号の次に次の二号を加える。

十 外部資金の受入れに関すること。

十一 広報に関すること。

第八条第三項事務局庄原キャンパス事務部の部学術情報課の項を次のように改める。

学術情報課

一 情報ネットワークシステムの保守及び運用に関すること。

二 学内の情報教育施設及び設備の管理運用に関すること。

三 図書等の閲覧、貸出及び返却に関すること。

四 学術文献の調査、検索、複写及び読書指導に関すること。

五 庄原学術情報センターに関すること。

第八条第三項事務局三原キャンパス事務部の部総務課の項中第十号を第十二号とし、第九号の次に次の二号を加える。

十 外部資金の受入れに関すること。

十一 広報に関すること。

第八条第三項事務局三原キャンパス事務部の部学術情報課の項を次のように改める。

学術情報課

一 情報ネットワークシステムの保守及び運用に関すること。

二 学内の情報教育施設及び設備の管理運用に関すること。

三 図書等の閲覧、貸出及び返却に関すること。

四 学術文献の調査、検索、複写及び読書指導に関すること。

五 三原学術情報センターに関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

広島県農業協同組合法施行細則の全部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第四十一号

広島県農業協同組合法施行細則

広島県農業協同組合法施行細則(平成十三年広島県規則第七十一号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号。以下「法」という。)、農業協同組合法施行令(昭和三十七年政令第百七十一号。以下「政令」という。)、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(平成五年大蔵省・農林水産省令第一号。以下「第一号省令」という。)、及び農業協同組合法施行規則(平成十七年農林水産省令第二十七号。以下「第二十七号省令」という。))に基づく申請等の手続に關して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において「組合」とは、農業協同組合及び農業協同組合連合会で、県の区域を超える区域を地区とする農業協同組合及び農業協同組合並びに県の区域を地区とする農業協同組合連合会以外のものをいい、「特定組合」とは、組合のうち政令第三条の五第一項の規定により主務大臣が定める基準に該当するものをいう。

2 この規則において「農事組合法人」とは、農事組合法人で、県の区域を超える区域を地区とするもの以外のものをいう。

(法令に基づき認可等を受ける場合の提出書類)

第三条 組合は、次の各号に掲げる申請、請求及び届出について、それぞれ当該各号に定める申請書、請求書及び届出書を提出して行うものとする。

一 法第十条第二十一項の規定による資金の貸付け及び手形の割引の員外利用割合の限度の特例の指定の申請 別記様式第一号による申請書

二 法第十一条第一項の規定による信用事業規程の設定及び同条第三項の規定による同規程の変更又は廃止の承認の申請 別記様式第二号による申請書

三 法第十一条第四項の規定による信用事業規程の変更の届出 別記様式第三号による届出書

四 法第十一条の四第一項ただし書(同条第二項後段において準用する場合を含む。)(の規定による同一人に対する信用供与等の額の信用供与等限度額の超過の承認の申請 別記様式第四号による申請書

五 法第十一条の五ただし書の規定による特定関係者又は当該特定関係者に係る利用者との間で同条第一号又は第二号に規定する取引又は行為を行う承認の申請 別記様式第五号による申請書

六 法第十一条の七第一項の規定による共済規程の設定及び同条第三項の規定による同規程の変更又は廃止の承認の申請 別記様式第六号による申請書

七 法第十一条の七第四項の規定による共済規程の変更の届出 別記様式第七号による届出書

八 法第十一条の二十三第一項の規定による信託規程の設定及び同条第三項の規定による同規程の変更又は廃止の承認の申請 別記様式第八号による申請書

九 法第十一条の二十六の規定による信託法(大正十一年法律第六十二号)第二十三条の規定による信託財産の管理方法の変更の請求 別記様式第九号による請求書

十 法第十一条の二十六の規定による信託法第四十六条の規定による信託受託者の辞任の許可の申請 別記様式第十号による申請書

十一 法第十一条の二十六の規定による信託法第四十七条の規定による信託受託者の解任の請求 別記様式第十一号による請求書

十二 法第十一条の二十六の規定による信託法第五十八条の規定による信託の解除の請求 別記様式第十二号による請求書

十三 法第十一条の二十九第一項の規定による宅地等供給事業実施規程の設定及び同条第三項の規定による同規程の変更又は廃止の承認の申請 別記様式第十三号による申請書

十四 法第十一条の三十二第一項の規定による農業経営規程の設定及び同条第三項の規定による同規程の変更又は廃止の承認の申請 別記様式第十四号による申請書

十五 法第十一条の四十六第二項ただし書の規定による特定事業会社である国内の会社の基準議決権数を超える議決権の取得又は保有の承認の申請 別記様式第十五号による申請書

十六 法第四十条第一項の規定による仮理事若しくは仮監事の選任又は役員を選挙し、若しくは選任するための総会の招集の請求 別記様式第十六号による請求書

十七 法第四十四条第二項の規定による組合の定款の変更の認可の申請 別記様式第十七号による申請書

十八 法第四十四条第四項の規定による定款の変更の届出 別記様式第十八号による届出書

十九 法第五十条の二第三項の規定による信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けの認可の申請 別記様式第十九号による申請書

二十 法第五十条の二第八項の規定による信用事業の全部を譲渡した旨の届出 別記様式第二十号による届出書

二十一 法第五十条の四第五項において準用する同法第五十条の二第八項の規定による共済事業の全部を譲渡又は共済契約の全部を移転した旨の届出 別記様式第二十一号による届出書

- 二十二 法第五十四条の二第一項又は第二項の規定による業務報告書の届出 別記様式第二十二号による届出書
- 二十三 法第五十九条第一項の規定による組合の設立の認可の申請 別記様式第二十三号による申請書
- 二十四 法第六十一条第二項(法第四十四条第三項、第六十一条第五項、第六十四条第三項及び第六十五条第三項(第七十条第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による認可の証明の請求 別記様式第二十四号による請求書
- 二十五 法第六十四条第二項の規定による組合の解散の議決の認可の申請 別記様式第二十五号による申請書
- 二十六 法第六十四条第四項又は第七項の規定による組合の解散の届出 別記様式第二十六号による届出書
- 二十七 法第六十五条第二項の規定による組合の合併の認可の申請 別記様式第二十七号又は別記様式第二十八号による申請書
- 二十八 法第七十条第二項において準用する法第六十五条第二項の規定による権利義務承継の認可の申請 別記様式第二十九号による申請書
- 二十九 法第九十四条第一項の規定による組合員による検査の請求 別記様式第三十号による請求書
- 三十 法第九十六条第一項の規定による組合員による議決又は選挙若しくは当選の取消の請求 別記様式第三十一号による請求書
- 三十一 法第九十七条の二第一号に該当する旨の同条の規定による届出 別記様式第三十二号による届出書
- 三十二 法第九十七条の二第二号、第四号又は第五号に該当する旨の同条の規定による届出 別記様式第三十三号による届出書
- 三十三 法第九十七条の二第十二号に該当する旨の同条の規定による届出 別記様式第三十四号による届出書
- 三十四 政令第三条の五第五項ただし書の規定による特定組合の余剰金運用総額の超過の承認の申請 別記様式第三十五号による申請書
- 三十五 第一号省令第七条第二項の規定による信用事業方法書の制定、変更及び廃止の届出 別記様式第三十六号による届出書
- 三十六 第一号省令第五十九条の規定による特定組合の承認の申請 別記様式第三十七号による申請書
- 三十七 第二十七号省令第六十九条第七項の規定による業務報告書の提出延期の承認の申請 別記様式第三十八号による申請書

- 三十八 第二十七号省令第七十三条第二項の規定による縦覧書類の縦覧開始の延期の承認の申請 別記様式第三十九号による申請書
- 三十九 第二十七号省令第八十九条第一項の規定による事業計画書の届出 別記様式第四十号による届出書
- 四十 第二十七号省令第八十九条第二項の規定による貯金等の状況に係る報告書の届出 別記様式第四十一号による届出書
- 2 農事組合法人は、次の各号に掲げる届出又は請求について、それぞれ当該各号による届出書又は請求書を提出して行うものとする。
 - 一 法第七十二条の十三第二項の規定による農事組合法人の定款の変更の届出 別記様式第四十二号による届出書
 - 二 法第七十二条の十六第四項の規定による農事組合法人の成立の届出 別記様式第四十三号による届出書
 - 三 法第七十二条の十七第二項の規定による農事組合法人の解散の届出 別記様式第四十四号による届出書
 - 四 法第七十二条の十八第三項の規定による農事組合法人の合併の届出 別記様式第四十五号による届出書
 - 五 法第七十三条第二項において準用する民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十六条の規定による農事組合法人の仮理事選任の請求 別記様式第四十六号による請求書
 - 六 法第七十三条第四項において準用する民法第八十三条の規定による農事組合法人の清算結了の届出 別記様式第四十七号による届出書
 - 七 法第七十三条の十二の規定による出資農事組合法人の組織変更の届出 別記様式第四十八号による届出書
- (貸付等の員外利用状況報告)
- 第四条 法第十条第二十一項の規定により指定を受けた組合は、貸付等の員外利用の状況を、事業年度ごとに、その決算に係る総会又は総代会(以下「総会等」という。)の終了の日から二週間以内に、別記様式第四十九号による報告書により、知事に報告しなければならない。
- (信用供与等限度額超過状況報告)
- 第五条 法第十一条の四第一項ただし書(同条第二項後段において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けた組合は、当該承認に係る同一人に対する信用の供与等の状況を、事業年度ごとに、その決算に係る総会等の終了の日から二週間以内に、別記様式第五十号による報告書により、知事に報告しなければならない。
- (特定関係者等との取引等状況報告)
- 第六条 法第十一条の五ただし書の規定による承認を受けた組合は、当該承認に係る取引又

は行為の状況を、事業年度ごとに、その決算に係る総会等の終了の日から二週間以内に別記様式第五十一号による報告書により、知事に報告しなければならない。

(特定組合の余裕金運用状況報告)

第七条 第一号省令第五十九条の規定による承認を受けた特定組合は、余裕金運用の状況を、事業年度ごとに、その決算に係る総会等の終了の日から二週間以内に、別記様式第五十一号による報告書により、知事に報告しなければならない。

(破産の届出)

第八条 組合は、破産手続開始の申立てをしたとき若しくは申立てを受けたとき又は破産手続開始の決定があったときは、直ちにその旨を別記様式第五十三号による届出書により、知事に届け出なければならない。

(登記完了の届出)

第九条 理事又は清算人は、設立、合併、権利義務の承継又は解散の登記を完了したときは、遅滞なくその旨を別記様式第五十四号による届出書により、知事に届け出なければならない。

(雑則)

第十条 知事は、法及びこの規則に定めるもののほか、申請、請求、届出等の受付を行うに当たり必要又は適当と認める場合においては、当該申請、請求、届出等を行った組合、農事組合法人、組合員その他の者に対し、必要若しくは適当と認める書類の提出を求め、又は添付書類の一部を省略することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の農業協同組合法施行細則による様式でしている申請その他の手続は、この規則による改正後の農業協同組合法施行細則による様式でした申請その他の手続とみなす。

(別記) 様式第1号 (第3条関係)

貸付等の員外利用割合限度の特例指定申請書

年 月 日

広島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

⑪

農業協同組合法第10条第21項の規定により、貸付等の員外利用割合の限度の特例の指定を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第6条の2に規定する指定基準の適合状況等について記載した書類
- 3 貸借対照表、損益計算書等財務諸表(連結子会社等を有する組合にあつては連結財務諸表を含む。)
- 4 組織図
- 5 指定の申請を行うことについての議決を行った議事録の謄本又は抄本
- 6 その他参考となるべき事項を記載した書類

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 2 号（第 3 条関係）

信用事業規程設定（変更・廃止）承認申請書

年 月 日

広島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

⑪

農業協同組合法第 11 条第 1 項（第 3 項）の規定により、信用事業規程の設定（変更・廃止）の承認を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 設定する場合
 - (1) 設定しようとする信用事業規程
 - (2) 理由書
 - (3) 信用事業計画書
 - (4) 事業に係る業務執行体制、内部けん制体制及び内部監査体制を記載した書類
- 2 変更する場合
 - (1) 変更しようとする信用事業規程の新旧対照表
 - (2) 理由書
 - (3) 事業に係る業務執行体制、内部けん制体制及び内部監査体制の変更を伴う場合にあっては、変更後の業務執行体制、内部けん制体制及び内部監査体制を記載した書類
- 3 廃止する場合
 - (1) 廃止前の信用事業規程
 - (2) 理由書
 - (3) 廃止に伴う当該事業に係る財産の処理方針等を記載した書類
- 4 1.、2 及び 3 に共通して提出する書類
 1. 設定、変更又は廃止を行うことについての議決を行った総会（総代会）議事録の謄本又は抄本

注 1 不用の文字は消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 3 号（第 3 条関係）

信用事業規程変更届出書

年 月 日

広島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

⑪

信用事業規程を変更したので、農業協同組合法第 11 条第 4 項の規定により、次の書類を添えて届け出ます。

決議機関の議決状況

- 1 決議機関名 総会 ・ 総代会
- 2 開催日 年 月 日
- 3 議決状況

組合員数 (総代定数)	出席者数			賛成者数		
	本人	書面	代理人	本人	書面	代理人
人	人	人	人	人	人	人
			計	本人	書面	計
			人	人	人	人

添付書類

- 1 理由書
- 2 変更しようとする信用事業規程の新旧対照表

注 1 不用の文字は消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 4 号 (第 3 条関係)

信用供与等限度額超過承認申請書

年 月 日

広島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

⑩

農業協同組合法第 11 条の 4 第 1 項ただし書 (同条第 2 項後段において準用する場合を含む。) の規定により, 次の者に対する信用の供与等の額が限度額を超えることの承認を受けたいので, 次の書類を添えて申請します。

住所 (法人にあつては, その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては, その名称及び代表者の氏名)

添付書類

- 1 信用の供与等を受ける者と組合との関係を記載した書類
- 2 理由書
- 3 信用の供与等限度額の算定に関する事項を記載した書類
- 4 信用の供与等の内容及び方法を記載した書類
- 5 信用の供与等を受ける者の業務, 財産及び損益の状況を記載した書類
- 6 信用の供与等を受ける者の資金計画を記載した書類
- 7 貸借対照表, 損益計算書等財務諸表 (連結子会社等を有する組合にあつては連結財務諸表を含む。)
- 8 承認の申請を行うことについての議決を行った理事会の議事録の謄本又は抄本

注 1 不用の文字は消すこと。

2 用紙の大きさは, 日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 5 号 (第 3 条関係)

特定関係者等との取引等の特例承認申請書

年 月 日

広島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

⑩

農業協同組合法第 11 条の 5 ただし書の規定により, 次の特定関係者 (特定関係者に係る利用者) との取引等の特例の承認を受けたいので, 次の書類を添えて申請します。主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

添付書類

- 1 特定関係者等と組合との関係を記載した書類
- 2 理由書
- 3 特定関係者等との取引等の内容及び方法を記載した書類 (通常の取引等の内容及び方法等との比較ができる書類)
- 4 特定関係者等の業務, 財産及び損益の状況を記載した書類
- 5 特定関係者等に係る経営改善のための計画等を記載した書類
- 6 貸借対照表, 損益計算書等財務諸表 (連結子会社等を有する組合にあつては連結財務諸表を含む。)
- 7 承認の申請を行うことについての議決を行った理事会の議事録の謄本又は抄本

注 1 不用の文字は消すこと。

2 用紙の大きさは, 日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 6 号（第 3 条関係）

共済規程設定（変更・廃止）承認申請書

年 月 日

広島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

⑩

農業協同組合法第 11 条の 7 第 1 項（第 3 項）の規定により、共済規程の設定（変更・廃止）の承認を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 設定する場合
 - (1) 設定しようとする共済規程
 - (2) 理由書
 - (3) 共済事業計画書
- 2 変更する場合
 - (1) 変更しようとする共済規程の新旧対照表
 - (2) 理由書
- 3 廃止する場合
 - (1) 廃止前の共済規程
 - (2) 理由書
 - (3) 廃止に伴う当該事業に係る財産の処理方針等を記載した書類
- 4 1、2 及び 3 に共通して提出する書類

設定、変更又は廃止を行うことについての議決を行った総会（総代会）の議事録の謄本又は抄本（農業協同組合法第 44 条第 5 項の規定により総会又は総代会の議決を経ることを要しない組合にあつては、理事会の議事録の謄本又は抄本）

注 1 不用の文字は消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 7 号（第 3 条関係）

共済規程変更届出書

年 月 日

広島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

⑩

共済規程を変更したので、農業協同組合法第 11 条の 7 第 4 項の規定により、次の書類を添えて届け出ます。

理事会の議決状況

- 1 開催日 年 月 日
- 2 議決状況

定 数	出席者数	賛成者数
人	人	人

添付書類

- 1 理由書
- 2 変更しようとする共済規程の新旧対照表

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 8 号（第 3 条関係）

信託規程設定（変更・廃止）承認申請書

年 月 日

広島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

④

農業協同組合法第 11 条の 23 第 1 項（第 3 項）の規定により、信託規程の設定（変更・廃止）の承認を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 設定する場合
 - (1) 設定しようとする信託規程
 - (2) 理由書
 - (3) 信託事業計画書
- 2 変更する場合
 - (1) 変更しようとする信託規程の新旧対照表
 - (2) 理由書
- 3 廃止する場合
 - (1) 廃止前の信託規程
 - (2) 理由書
 - (3) 廃止に伴う当該事業に係る財産の処理方針等を記載した書類
- 4 1, 2 及び 3 に共通して提出する書類
設定、変更又は廃止を行うことについての議決を行った総会（総代会）の議事録の謄本又は抄本

注 1 不用の文字は消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 9 号（第 3 条関係）

信託財産管理方法変更請求書

年 月 日

広島県知事 様

請求人 住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

④

農業協同組合法第 11 条の 26 の規定による信託法第 23 条の規定により、次の農業協同組合の信託財産の管理方法の変更を請求します。

住所

名称

添付書類

- 1 理由書
- 2 変更の内容を記載した書類
- 3 信託に係る契約書の写し

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第10号 (第 3 条関係)

信託受託者辞任許可申請書

年 月 日

広島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

㊦

農業協同組合法第11条の26の規定による信託法第46条の規定により、信託受託者の辞任の許可を申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 信託に係る契約書の写し

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第11号 (第 3 条関係)

信託受任者解任請求書

年 月 日

広島県知事 様

請求人 住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

㊦

農業協同組合法第11条の26の規定による信託法第47条の規定により、信託の受託者である次の農業協同組合の解任を請求します。

住所

名称

添付書類

- 1 理由書
- 2 信託に係る契約書の写し

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第12号 (第3条関係)

信託解除請求書

年 月 日

広島県知事 様

請求人 住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

⑭

農業協同組合法第11条の26の規定による信託法第58条の規定により、次の農業協同組合を受託者とする信託の解除を請求します。

住所

名称

添付書類

- 1 理由書
- 2 信託に係る契約書の写し

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第13号 (第3条関係)

宅地等供給事業実施規程設定 (変更・廃止) 承認申請書

年 月 日

広島県知事 様

住 所

名 称

代表者氏名

⑮

農業協同組合法第11条の29第1項 (第3項) の規定により、宅地等供給事業実施規程の設定 (変更・廃止) の承認を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

添付書類

1 設定する場合

(1) 設定しようとする宅地等供給事業実施規程

(2) 理由書

(3) 宅地等供給事業実施計画書

2 変更する場合

(1) 変更しようとする宅地等供給事業実施規程の新旧対照表

(2) 理由書

3 廃止する場合

(1) 廃止前の宅地等供給事業実施規程

(2) 理由書

(3) 廃止に伴う当該事業に係る財産の処理方針等を記載した書類

4 1, 2 及び3に共通して提出する書類

設定、変更又は廃止を行うことについての議決を行った総会 (総代会) の議事録の謄本又は抄本

注 1 不用の文字は消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第14号 (第3条関係)

農業経営規程設定 (変更・廃止) 承認申請書

年 月 日

広島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

㊦

農業協同組合法第11条の32第1項 (第3項) の規定により、農業経営規程の設定 (変更・廃止) の承認を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 設定する場合
 - (1) 設定しようとする農業経営規程
 - (2) 理由書
 - (3) 農業経営事業計画書
 - (4) 農業協同組合法第11条の31第3項又は第4項の規定による組合員の同意を得たことを証する書類
 - (5) 農業協同組合連合会の場合にあつては、農業協同組合法第11条の31第5項の規定による議決を行った組合等の総会等の議事録の謄本又は抄本
- 2 変更しようとする農業経営規程の新旧対照表
 - (1) 理由書
 - (2) 変更後の農業経営事業計画書
 - (3) 農業協同組合法第11条の31第3項又は第4項の規定による組合員の同意を得たことを証する書類
 - (4) 農業協同組合連合会の場合にあつては、農業協同組合法第11条の31第5項の規定による議決を行った組合等の総会等の議事録の謄本又は抄本
- 3 廃止する場合
 - (1) 廃止前の農業経営規程
 - (2) 理由書
 - (3) 廃止に伴う当該事業に係る財産の処理方針等を記載した書類
- 4 1. 2 及び3に共通して提出する書類
 1. 2 及び3に共通して提出する書類

注 1 不用の文字は消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第15号 (第3条関係)

基準を超える議決権取得等の承認申請書

年 月 日

広島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

㊦

農業協同組合法第11条の46第2項ただし書の規定により、基準を超える議決権の取得等の特例の承認を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 農業協同組合法施行規則第64条第1項各号に掲げる書類
- 2 承認の申請を行うことについての議決を行った理事会の議事録の謄本又は抄本

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第16号 (第3条関係)

仮理事 (仮監事) 選任 請求書
 総会 (総代会) 招集

年 月 日

広島県知事 様

請求人 住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

④

農業協同組合法第40条第1項の規定により、仮理事 (仮監事)を選任 されるよう、次の書類を添えて請求します。

添付書類

- 1 請求人と組合との関係を記載した書類
- 2 役員の職務を行う者がいないため遅滞により生ずる損害の内容を記載した書類
- 3 役員の職務を行う者がいない事実を確認した経緯を記載した書類

注 1 不用の文字は消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第17号 (第3条関係)

定款変更認可申請書

年 月 日

広島県知事 様

住所
 名称
 代表者氏名

④

農業協同組合法第44条第2項の規定により、定款の変更の認可を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 変更しようとする定款の新旧対照表
- 3 新たに事業を行うために定款を変更する場合にあっては、当該事業計画書
- 4 出資1口の金額を減少しようとする場合にあっては、次に掲げる書類
 - (1) 財産目録及び貸借対照表
 - (2) 農業協同組合法第49条第2項の規定による手続を完了したことを証する書類
 - (3) 農業協同組合法第50条第2項の規定による手続を行ったときは、そのことを証する書類若しくは債権者を害するおそれがないことを証する書類又は債権者が異議を述べなかつたことを証する書類
- 5 農業協同組合法第48条の規定により、総会に代わるべき総代会を設けようとするものであるときは、準組合員を除いた組合員の数が500人以上である旨の理事の証明書
- 6 出資1口の金額を増加する定款の変更の場合にあっては、組合員又は会員全員の同意があることを証する書類
- 7 出資最低持口数を引き上げる定款の変更の場合にあっては、その持口数を引き上げた後の出資最低持口数に達しない組合員又は会員全員の同意があることを証する書類
- 8 組合員又は会員の資格の変更に伴う定款の変更の場合にあっては、当該変更により資格を喪失することとなる組合員又は会員全員の同意があることを証する書類
- 9 変更の議決をした総会 (総代会) の議事録の謄本又は抄本
- 10 農業協同組合連合会が、その地区を地区とする他の農業協同組合連合会が現に行っている事業を新たに行おうとする定款の変更の場合にあっては、農業協同組合法第46条の2の規定による議決を行った会員である組合の総会等の議事録の謄本又は抄本

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第18号（第3条関係）

定款変更届出書

年 月 日

広島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

⑩

定款を変更したので、農業協同組合法第44条第4項の規定により、次の書類を添えて届けます。

決議機関の議決状況

- 1 決議機関名 総会 ・ 総代会
- 2 開催日 年 月 日
- 3 議決状況

組合員数 (総代定数)	出席者数			賛成者数		
	本人	書面	代理人	本人	書面	代理人
人	人	人	人	人	人	人
			計			計
			人			人

添付書類

- 1 理由書
- 2 変更した定款の新旧対照表

- 注
- 1 不用の文字は消すこと。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第19号（第3条関係）

信用事業の全部（一部）譲渡（譲受け）認可申請書

年 月 日

広島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

⑩

農業協同組合法第50条の2第3項の規定により、信用事業の全部（一部）の譲渡（譲受け）の認可を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

添付書類

- 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第50条第1項各号（第51条第1項各号）に掲げる書類

- 注
- 1 不用の文字は消すこと。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第20号（第3条関係）

信用事業全部譲渡届出書

年 月 日

広島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

⑩

信用事業の全部を譲渡したので、農業協同組合法第50条の2第8項の規定により、次の書類を添えて届け出ます。

添付書類
信用事業の譲渡に関する契約書の写し

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第21号（第3条関係）

共済事業全部譲渡
共済契約全部移転 届出書

年 月 日

広島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

⑩

共済事業の全部を譲渡（共済契約の全部を移転）したので、農業協同組合法第50条の4第5項において準用する同法第50条の2第8項の規定により、次の書類を添えて届け出ます。

添付書類
1 理由書
2 共済事業の譲渡に関する契約書又は共済契約の移転に関する契約書の写し
3 財産目録及び貸借対照表
4 農業協同組合法第50条の4第4項において準用する同法第49条第2項及び第50条第2項の規定による手続をしたときは、そのことを証する書類
5 事業の譲渡又は共済契約の移転を行うことについての議決を行った総会（総代会）の議事録の謄本又は抄本

注 1 不用の文字は消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第22号 (第3条関係)

業務報告書届出書

年 月 日

広島県知事 様

住所
氏名
代表者氏名

④

農業協同組合法第54条の2第1項(第2項)の規定により、年度の業務報告書を提出します。

理事会の議決状況

- 1 開催日 年 月 日
- 2 議決状況

定数	出席者数	賛成者数
人	人	人

添付書類

- 1 農業協同組合法第54条の2第1項の業務報告書
- 2 農業協同組合法第54条の2第2項の業務報告書(連結子会社等を有する場合)

注 1 不用の文字は消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第23号 (第3条関係)

設立認可申請書

年 月 日

広島県知事 様

発起人 住所(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[以下、発起人のそれぞれについて連記する。] ④

次の農業協同組合(農業協同組合連合会)の設立の認可を受けたので、農業協同組合法第59条第1項の規定により、次の書類を添えて申請します。

住所
名称

添付書類

- 1 定款
- 2 事業計画書
- 3 設立経過報告書
- 4 発起人に関する書類
 - (1) 発起人名簿
 - (2) 発起人会の開催を証する書類
- 5 農業協同組合法第56条に規定する設立準備会の開催手続に関する書類
 - (1) 設立目論見書
 - (2) 設立準備会の開催に係る公告の写し
- 6 農業協同組合法第57条に規定する設立準備会に関する書類
 - (1) 定款作成委員名簿
 - (2) 設立準備会の議事録の写し
- 7 農業協同組合法第58条に規定する創立総会に関する書類
 - (1) 創立総会の開催に係る公告の写し
 - (2) 創立総会の議事録の謄本
- 8 組合員たる資格を有する者の設立同意書綴り
 - (1) 役員に関する書類
 - (2) 役員が農業協同組合法第30条第11項ただし書に規定する資格を有することを証する書類
 - (3) 役員に経営管理委員を選出した場合にあつては、経営管理委員が農業協同組合法第30条の2第3項ただし書に規定する資格を有することを証する書類
- 10 農業協同組合連合会を設立する場合にあつては、農業協同組合法第44条第1項第7号及び第8号に規定する事項の議決を行った会員である組合の総会(総代会)の議事録の謄本又は抄本

注 1 不用の文字は消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第24号 (第 3 条関係)

認可証明請求書

年 月 日

広島県知事 様

住 所 名 称
発起人 (組合・設立委員) 代表者氏名

㊦

農業協同組合法第61条第2項 (同法第44条第3項、第61条第5項、第64条第3項、第65条第3項 (第70条第2項において準用する場合を含む。)) において準用する場合を含む。) の規定により、農業協同組合 (農業協同組合連合会) の設立 (定款変更・解散・合併・権利義務の承継) の認可に関する証明をしてください。

添付書類
理由書

- 注 1 不用の文字は消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第25号 (第 3 条関係)

解散議決認可申請書

年 月 日

広島県知事 様

住 所 名 称
代表者氏名

㊦

農業協同組合法第64条第2項の規定により、農業協同組合 (農業協同組合連合会) の解散の議決の認可を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 解散の議決を行った総会 (総代会) の議事録の謄本
- 3 農業協同組合法第48条の2第1項の規定により組合員に解散又は合併議決の内容を通知した場合にあっては、当該議決内容通知の謄本
- 4 農業協同組合法第48条の2第2項の規定により総会の招集があった場合にあっては、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本
- 5 財産目録及び貸借対照表 (非出資組合にあっては、財産目録)

- 注 1 不用の文字は消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第26号 (第3条関係)

解散届出書

年 月 日

広島県知事 様

住所 名称 代表者氏名

④

農業協同組合法第64条第4項(第6項第3号)の規定により解散したので、次の書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 経過概要を記載した書類
- 2 農業協同組合にあつては、組合員が15人未満となつた年月日及び当該年月日における組合員の名簿
- 3 農業協同組合連合会にあつては、会員が1人になつた年月日及び当該年月日における会員名簿
- 4 財産目録及び貸借対照表(非出資組合にあつては、財産目録)

注 1 不用の文字は消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第27号 (第3条関係)

合併認可申請書(新設合併)

年 月 日

広島県知事 様

新設する農業協同組合(農業協同組合連合会)

住所 名称 住所 氏名 設立委員

④ [以下、設立委員のそれぞれについて連記する。]

次の農業協同組合(農業協同組合連合会)の合併の認可を受けたいので、農業協同組合法第65条第2項の規定により、次の書類を添えて申請します。

住所 名称 [以下、合併する農業協同組合(農業協同組合連合会)のそれぞれについて連記する。]

添付書類

- 1 理由書
- 2 合併の議決を行った総会(総代会)の議事録の謄本
- 3 合併に関する契約書及び覚書の謄本
- 4 出資組合にあつては、次に掲げる書類
 - (1) 農業協同組合法第65条第4項において準用する同法第49条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表
 - (2) 農業協同組合法第65条第4項において準用する同法第49条第1項及び第2項の規定による手続を経たことを証する書類
 - (3) 農業協同組合法第65条第4項において準用する同法第50条第2項の規定による手続を行ったときは、そのことを証する書類若しくは債権者を害するおそれがないことを証する書類又は債権者が異議を述べなかつたことを証する書類
- 5 非出資組合にあつては、財産目録
- 6 総代会で合併を議決した組合にあつては、農業協同組合法第48条の2第1項の規定による通知の状況に記載した書類
- 7 農業協同組合法第48条の2第2項の規定による総会の招集があつた場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本
- 8 合併により設立される組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書(合併及び合併後の事業運営についての基本方針に関する事項、施設の総合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むもの)、組合員数(農業協同組合連合会にあつては会員数)、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員名簿、事務所の位置を記載した書類
- 9 農業協同組合法第66条の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会の議事録の謄本
- 10 合併の経過を記載した書類
- 11 農業協同組合法第10条第1項第3号の事業を行う組合にあつては、農業協同組合法及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第57条第1項各号に掲げる書類

注 1 不用の文字は消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第28号 (第3条関係)

合併認可申請書 (吸収合併)

年 月 日

広島県知事 様

合併後存続する農業協同組合 (農業協同組合連合会)

合併により解散する農業協同組合 (農業協同組合連合会)

住所
 名称
 代表者氏名
 住 名
 住 名
 代表者氏名

以下、合併により解散する農業協同組合 (農業協同組合連合会) のそれぞれについて連記する。]

農業協同組合法第65条第2項の規定により、合併の認可を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

添付書類

- 理由書
- 合併の議決を行った総会 (総代会) の議事録の謄本 (農業協同組合法第65条の2第1項に規定する合併の場合にあつては、理事会の議事録 (経営管理委員会を置く組合にあつては、経営管理委員会及び監事の議事録) の謄本とする。)
- 合併に対する契約書及び寄附書の謄本
- 出資組合にあつては、次に掲げる書類
 - 農業協同組合法第65条第4項において準用する同法第49条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表
 - 農業協同組合法第65条第4項において準用する同法第49条第1項及び第2項に規定する手続を経たことを証する書類
 - 農業協同組合法第65条第4項において準用する同法第50条第2項の規定による手続を行ったときは、そのことを証する書類若しくは債権者を害するおそれがないことを証する書類又は債権者が異議を述べなかつたことを証する書類
- 非出資組合にあつては、財産目録
- 総代会で合併を議決した組合にあつては、農業協同組合法第48条の2第1項の規定による通知の状況に記載した書類
- 農業協同組合法第48条の2第2項の規定に基づく総会の招集があつた場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本
- 合併後存続する組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書 (合併及び合併後の事業運営についての基本方針に関する事項、施設の総合整備に関する事項並びに合併の日に含む事業年度以後の事業計画を含むもの)、組合員数 (農業協同組合連合会にあっては会員数)、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員履歴書、事務所の位置を記載した書類
- 合併の経過を記載した書類
- 農業協同組合法第10条第1項第3号の事業を行う組合にあつては、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第57条第1項各号に掲げる書類
- 農業協同組合法第65条の2第1項に規定する合併の場合にあつては、同項に該当すること及び同条第5項に該当しないことを証する書類

注 1 不用の文字は消すこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第29号 (第3条関係)

権利義務承継認可申請書

年 月 日

広島県知事 様

承継する農業協同組合 (農業協同組合連合会)

承継により消滅する農業協同組合連合会

住所
 名称
 代表者氏名
 住 名
 住 名
 代表者氏名

農業協同組合法第70条第2項において準用する同法第65条第2項の規定により、権利義務の承継の認可を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

添付書類

- 理由書
- 承継経過報告書
- 農業協同組合法第12条第2項第1号の規定による会員が1人となつた年月日に記載した書類
- 承継により消滅する農業協同組合連合会が出資組合である場合にあつては、その会員に農業協同組合法第12条第2項又は第3号に規定する会員がないことを証する書類
- 承継により消滅する農業協同組合連合会に対して承継する組合の有する持分が第三者の権利の目的となつていないことを証する書類
- 承継に関する契約書の謄本
- 農業協同組合法第70条第2項において準用する同法第48条の2第1項の規定による通知の状況に記載した書類
- 農業協同組合法第70条第2項において準用する同法第48条の2第2項の規定による総会の招集があつた場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会議事録謄本
- 出資組合にあつては、次に掲げる書類
 - 承継により消滅する農業協同組合連合会及び承継する組合の財産目録及び貸借対照表
 - 農業協同組合法第70条第2項において準用する同法第65条第4項において準用する同法第49条第1項及び第2項の規定による手続を経たことを証する書類
 - 農業協同組合法第70条第2項において準用する同法第65条第4項において準用する同法第50条第2項の規定による手続を行ったときは、そのことを証する書類若しくは債権者を害するおそれがないことを証する書類又は債権者が異議を述べなかつたことを証する書類
- 非出資組合にあつては、財産目録
- 権利義務の承継を行うことについての議決を行った総会 (総代会) の議事録の謄本

注 1 不用の文字は消すこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第30号 (第3条関係)

検査請求書

年 月 日

広島県知事 様

組合員 住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

⑩

農業協同組合法第94条第1項の規定により、次の農業協同組合 (農業協同組合連合会) の業務 (会計) についての検査の実施を請求します。

住所

名称

添付書類

- 1 理由書
- 2 請求日現在における総組合員数を記載した書面
- 3 請求に同意した組合員の住所及び氏名 (当該組合員が記名押印したもの) を記載した書類

注 1 不用の文字は消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第31号 (第3条関係)

総会 (総代会) 議決取消
選挙 (当選) 取消 請求書

年 月 日

広島県知事 様

組合員 住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

⑩

総会 (総代会) の議決の取消しを、農業協同組合法第96条第1項の規定により、次の書類を添えて請求します。

の書類を添えて請求します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 請求日現在における総組合員数を記載した書類
- 3 請求に同意した組合員の住所及び氏名 (当該組合員が記名押印したもの) を記載した書類

注 1 不用の文字は消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第32号 (第3条関係)

共済代理店設置 (廃止) 届出書

年 月 日

広島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

⑩

共済代理店を設置 (廃止) しますので、農業協同組合法第97条の2の規定により、次の書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 次の事項を記載した書類
商号・名称又は氏名、代表者の氏名 (法人の場合)、営業所又は事務所の所在地、設置又は廃止の理由、設置又は廃止予定日、主たる業務の内容 (設置の場合)
- 2 共済代理店の委託契約書案又は委託解除契約書案

- 注
- 1 不用の文字は消すこと。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4 とする。

様式第33号 (第3条関係)

子会社に関する届出書

年 月 日

広島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

⑩

子会社に関して、農業協同組合法第97条の2の規定により、次の書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 農業協同組合法第97条の2第3号に該当する場合にあっては、農業協同組合法施行規則第185条各号に掲げる書類及び子会社対象会社を子会社とすることについての議決を行った理事会の議事録の謄本又は抄本
- 2 農業協同組合法第97条の2第4号又は第5号に該当する場合にあっては、農業協同組合法施行規則第185条第1号及び第6号に掲げる書類

- 注
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4 とする。

様式第34号 (第 3 条関係)

農業協同組合法第97条の2第12号に該当する旨の届出書

年 月 日

広島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

⑩

農業協同組合法第97条の2の規定により、次のとおり届け出ます。

届出事由	農業協同組合法施行規則第188条第1項第 号 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令 第58条第1項第 号
------	--

添付書類
理由書

- 注 1 不用の文字は消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第35号 (第 3 条関係)

余裕金運用総額超過承認申請書

年 月 日

広島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

⑩

農業協同組合法施行令第3条の5第5項ただし書の規定により、余裕金の限度額を超えて運用を行う承認を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 余裕金の運用目的、方針及び方法を記載した書類
- 3 余裕金の運用実績及び計画を記載した書類
- 4 余裕金運用に係る業務執行体制、内部けん制体制及び内部監査体制を記載した書類
- 5 広島県信用農業協同組合連合会との調整の内容及び経緯を記載した書類
- 6 貯金及び定期積金の合計額の直近2年間の月別平均残高を記載した書類
- 7 貸借対照表及び損益計算書等財務諸表(連結子会社等を有する組合にあつては連結財務諸表を含む。)
- 8 承認の申請を行うことについての議決を行った理事会の議事録の謄本又は抄本
- 9 その他参考となるべき事項を記載した書類

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第36号 (第3条関係)

信用事業方法書制定 (変更・廃止) 届出書

年 月 日

広島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

⑩

信用事業方法書を制定 (変更・廃止) したので、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第7条第2項の規定により、次の書類を添えて届け出ます。

理事会の議決状況

- 1 開催日 年 月 日
- 2 議決状況

定 数	出席者数	賛成者数
人	人	人

添付書類

- 1 理由書
- 2 制定した場合にあつては、制定した信用事業方法書
- 3 変更した場合にあつては、変更しようとする信用事業方法書の新旧対照表
- 4 廃止した場合にあつては、廃止前の信用事業方法書

注 1 不用の文字は消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第37号 (第3条関係)

特定組合承認申請書

年 月 日

広島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

⑩

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第59条の規定により、特定組合の承認を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 余裕金の運用先拡大の必要性、今後の運用方針を記載した書類
- 2 広島県信用農業協同組合連合会と行った預け金に関する調整の経緯を記載した書類
- 3 農業協同組合法施行令第3条の4等の規定に基づき主務大臣の指定する金融機関等 (金融庁・農林水産省告示第19号) 第2条に規定する特定農業協同組合の基準の適合状況等について記載した書類
- 4 貯金及び定期積金の合計額の直近2年間の月別平均残高を記載した書類
- 5 貸借対照表及び損益計算書等財務諸表 (連結子会社等を有する組合にあつては連結財務諸表を含む。)
- 6 組織図
- 7 職務権限規程
- 8 余裕金運用規程
- 9 内部監査規程
- 10 承認の申請を行うことについての議決を行った理事会の議事録の謄本又は抄本
- 11 その他参考となるべき事項を記載した書類

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第38号 (第3条関係)

業務報告書提出延期承認申請書

年 月 日

広島県知事 様

住 所 名 称 代表者氏名

⑩

農業協同組合法施行規則第169条第7項の規定により、
提出の延期を申請します。 年度の業務報告書の

業務報告書の提出予定日 年 月 日

添付書類
理由書

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第39号 (第3条関係)

縦覧書類縦覧開始延期承認申請書

年 月 日

広島県知事 様

住 所 名 称 代表者氏名

⑩

農業協同組合法施行規則第173条第2項の規定により、
縦覧開始の延期を申請します。 年度の縦覧書類の縦

縦覧書類の縦覧開始予定日 年 月 日

添付書類
理由書

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第40号 (第 3 条関係)

事業計画書届出書

年 月 日

広島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

⑩

農業協同組合法施行規則第189条第1項の規定により、
提出します。 年度の事業計画書を

添付書類
事業計画書

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第41号 (第 3 条関係)

貯金等状況報告届出書

年 月 日

広島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

⑩

農業協同組合法施行規則第189条第2項の規定により、
の取扱実績を報告します。 年 月末の貯金等

添付書類
貯金等の取扱実績を記載した書類

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第42号 (第3条関係)

農事組合法人定款変更届出書

年 月 日

広島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

⑪

定款を変更したので、農業協同組合法第72条の13第2項の規定により、次の書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 理由書
- 2 変更した定款の新旧対照表
- 3 定款の変更が出資一口の金額を減少するものであった場合には、次に掲げる書類
 - (1) 財産目録及び貸借対照表
 - (2) 農業協同組合法第73条第2項において準用する第49条第1項及び第2項に規定する手続を完了したことを証する書類
 - (3) 農業協同組合法第73条第2項において準用する同法第50条第2項の規定による手続を行ったときは、そのことを証する書類若しくは債権者を害するおそれがないことを証する書類又は債権者が異議を述べなかつたことを証する書類
 - 4 変更の議決を行った総会の議事録の謄本

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第43号 (第3条関係)

農事組合法人成立届出書

年 月 日

広島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

⑪

農事組合法人が 年 月 日に成立したので、農業協同組合法第72条の16第4項の規定により、次の書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 登記事項証明書
- 2 定款
- 3 事業計画書
- 4 設立経過報告書
- 5 発起人が農民であることを証する書類

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第44号 (第3条関係)

農事組合法人解散届出書

年 月 日

広島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

㊦

総会の議決
破産手続開始の決定 により解散したので、農業協同組合法第72条の17第2項の規定
存立時期の満了
組合員数の不足
により、次の書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 総会議決の場合にあつては、総会の議事録の謄本
- 2 破産手続開始の決定の場合にあつては、経過概要及び破産手続開始の決定の裁判所の謄本
- 3 存立時期の満了の場合にあつては、定款の謄本
- 4 農業協同組合法第72条の17第1項の規定により解散した場合にあつては、組合員が3人未満となつた年月日を記載した書面及び当該年月日から引き続き6月間組合員が3人以上にならなかつたことを証する書類
- 5 登記事項証明書

注 1 不用の文字は消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第45号 (第3条関係)

農事組合法人合併届出書

年 月 日

広島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

㊦

次の農事組合法人 が新設合併 しましたので、農業協同組合法第72条の18第3項の規定により届け出ます。

合併した 吸収された	農事組合法人の名称	所 在 地

添付書類

- 1 理由書
- 2 合併経過報告書
- 3 合併によつて設立した農事組合法人又は合併後存続する農事組合法人の定款及び登記事項証明書
- 4 事業計画書
- 5 合併を議決した合併前の各農事組合法人の総会の議事録の謄本
- 6 合併する農事組合法人が出資農事組合法人であつた場合にあつては、次に掲げる書類
 - (1) 農業協同組合法第73条第4項において準用する同法第65条第4項において準用する同法第49条第1項及び第2項の規定による手続を完了したことを証する書類
 - (2) 農業協同組合法第73条第4項において準用する同法第65条第4項において準用する同法第50条第2項の規定による手続を行ったときは、そのことを証する書類
 若しくは債権者を害するおそれがないことを証する書類又は債権者が異議を述べなかつたことを証する書類

注 1 不用の文字は消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第46号 (第 3 条関係)

農事組合法人仮理事選任請求書

年 月 日

広島県知事 様

住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

⑮

仮理事の選任について、農業協同組合法第73条第2項において準用する民法第56条の規定により、次の書類を添えて請求します。

- 添付書類
- 1 役員が欠けるに至った経緯等を記載した書類
 - 2 損害が生じる理由及びその内容を記載した書類
 - 3 利害関係人であることを証する書類

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4 とする。

様式第47号 (第 3 条関係)

農事組合法人清算結了届出書

年 月 日

広島県知事 様

住 所

清算人氏名

⑯

清算結了したので、農業協同組合法第73条第4項において準用する民法第83条の規定により、次の書類を添えて届け出ます。

- 添付書類
- 登記事項証明書

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4 とする。

様式第48号 (第 3 条関係)

出資農事組合法人組織変更届出書

年 月 日

広島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

⑪

出資農事組合法人の組織を変更したので、農業協同組合法第73条の12の規定により、次の書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 組織変更書
- 2 登記事項証明書
- 3 変更の議決を行った総会の議事録の謄本

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4 とする。

様式第49号 (第 4 条関係)

貸付等の員外利用状況報告書

年 月 日

広島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

⑪

広島県農業協同組合法施行細則第 4 条の規定により、年度の貸付等の員外利用の状況について、次の書類を添えて報告します。

添付書類

- 1 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 6 条の 2 に規定する指定基準の適合状況等について記載した書類
- 2 貸借対照表、損益計算書等財務諸表 (連結子会社等を有する組合にあつては連結財務諸表を含む。)

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4 とする。

様式第50号 (第 5 条関係)

信用供与等限度額超過状況報告書

年 月 日

広島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

⑩

広島県農業協同組合法施行細則第 5 条の規定により、 年度の同一人に対する信用供与等限度額超過状況について、次の書類を添えて報告します。

添付書類

- 1 信用供与等を受けている者の住所 (所在地)、氏名 (名称) 及び当該信用供与等を受けている者と組合との関係を記載した書類
- 2 信用供与等限度額の算定に関する事項を記載した書類
- 3 信用供与等の内容及び方法を記載した書類
- 4 信用供与等を受けている者の業務、財産及び損益の状況を記載した書類
- 5 信用供与等を受けている者の資金計画を記載した書類

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第51号 (第 6 条関係)

特定関係者等との取引等状況報告書

年 月 日

広島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

⑩

広島県農業協同組合法施行細則第 6 条の規定により、 年度の特定関係者等との取引等状況について、次の書類を添えて報告します。

添付書類

- 1 特定関係者等の所在地、名称及び当該特定関係者等と組合との関係を記載した書類
- 2 特定関係者等との取引等の内容及び方法を記載した書類 (通常の取引等の内容及び方法等との比較ができる書類)
- 3 特定関係者等の業務、財産及び損益の状況を記載した書類
- 4 特定関係者等に係る経営改善のための計画等を記載した書類

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第52号 (第7条関係)

特定組合の余裕金運用状況報告書

年 月 日

広島県知事 様

住 所 名 称
代表者氏名

⑩

広島県農業協同組合法施行細則第7条の規定により、年度の余裕金の運用状況について、次の書類を添えて報告します。

- 添付書類
- 1 余裕金の運用目的、方針及び方法を記載した書類
 - 2 余裕金の運用実績及び計画を記載した書類
 - 3 余裕金運用に係る業務執行体制、内部けん制体制及び内部監査体制を記載した書類

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第53号 (第8条関係)

破産手続開始申立 (破産手続開始決定) 届出書

年 月 日

広島県知事 様

住 所 名 称
代表者氏名

⑩

次のとおり破産手続開始の申立てをした (破産手続開始の申立てを受けた・破産手続開始の決定があった) ので届け出ます。

- 1 破産手続開始の申立てをした (申立てを受けた) 年月日 年 月 日
- 2 破産手続開始の決定のあった年月日 年 月 日

- 添付書類
- 1 経過概要を記載した書類
 - 2 破産手続開始の決定の場合にあっては、裁判所による決定書の写し

注 1 不用の文字は消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第54号(第9条関係)

登記完了届出書

年 月 日

広島県知事 様

住 所
氏 名

印

年 月 日 登記を完了したので、広島県農業協同組合法施行
細則第9条の規定により、次の書類を添えて届け出ます。

添付書類
登記事項証明書

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

訓 令

広島県訓令第十一号

本 庁
地 方 機 関

特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令

特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令(昭和五十九年広島県訓令第六号)の一部を次のように改正する。

第十条中「農林水産部管理総室技術振興室」を「農林水産部農水産振興局技術振興室」に、「地域事務所農林局地域営農課若しくは農業改良普及センターに所属する職員」を「農業技術指導所に所属し農業改良普及に関する業務を担当する職員(所長を除く。)」に、「当該課又は同センター」を「又は同所」に改める。

第十一条中「農林水産部農水産総室水産振興室」を「農林水産部農水産振興局水産振興室」に改める。

第十三条中、「分室長」を削り、同条第一号中「維持管理課維持係長、維持管理課管理第一係長、維持管理課管理第二係長、維持管理課主任専門員及び維持管理課専門員」を「管理課専任主査、管理課管理調整員、管理課管理第一係長、管理課管理第二係長、管理課管理第三係長、管理課管理第四係長、維持第一課維持第一係長、維持第一課維持第二係長、維持第二課維持第一係長、維持第二課維持第二係長、管理課主任専門員、維持第一課主任専門員、維持第二課主任専門員、管理課専門員、維持第一課専門員」に改め、同条第二号中「管理課管理係長」を「管理課専任主査、管理課管理調整員、管理課管理第一係長」に改め、同条第三号及び第四号を削り、同条第五号中「管理課管理第一係長」を「管理課専任主査、管理課管理調整員、管理課管理第一係長」に改め、同号を同条第三号とし、同条第六号を同条第四号とし、同条第七号中「管理課管理係長」を「管理課専任主査、管理課管理調整員、管理課管理第一係長」に改め、同号を同条第五号とし、同条第八号を同条第六号とし、同条第九号中「管理課管理第一係長」を「管理課専任主査、管理課管理調整員、管理課管理第一係長」に改め、同号を同条第七号とし、同条第十号中「管理課管理第一係長」を「管理

課専任主査、管理課管理調整員、管理課管理第一係長」に改め、同号を同条第八号とし、同条第十一号中「管理課管理係長」を「管理課専任主査、管理課管理調整員、管理課管理係長」に改め、同号を同条第九号とし、同条第十二号中「管理課管理係長」を「管理課専任主査、管理課管理調整員、管理課管理係長」に改め、同号を同条第十号とする。

第十五条第二項中「所、課、室又は係」を「センター、室又は係」に改める。

別表第一に次のように加える。

病害虫防除所長	関係農業技術指導所長
病害虫防除所の次長	関係農業技術指導所の次長

別表第二及び別表第三を次のように改める。

別表第二(第十五条関係)

地域事務所厚生環境局福祉課長(呉地域事務所厚生環境局福祉課長及び備北地域事務所厚生環境局福祉課長を除く。)	広島県青少年健全育成条例(昭和五十四年広島県条例第二号)第四十五条第一項の規定による立入調査等に関する事務
---	---

別表第三(第十五条関係)

福祉保健部総務管理局こども家庭支援室並びに社会福祉局社会支援室、障害者支援室及び高齢者支援室	福祉保健部社会福祉局地域福祉室における社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査に関する事務
県民生活部総務管理局青少年・地域安全室及び福祉保健部総務管理局こども家庭支援室並びに地域事務所厚生環境局福祉課指導係(呉地域事務所厚生環境局福祉課指導係及び備北地域事務所厚生環境局福祉課指導係を除く。)	広島県青少年健全育成条例第四十五条第一項の規定による立入調査等に関する事務
も家庭センター(備北こども家庭センターを除く。)	

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

広島県訓令第十二号

広島県職員勤務評定実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年四月一日

地 本
方 方
機 機
関 庁

広島県職員勤務評定実施規程の一部を改正する訓令

広島県職員勤務評定実施規程(昭和二十九年広島県訓令第二十七号)の一部を次のように改正する。

第五条中「一月一日」を「三月三十一日」に、「各号の二」を「各号のいずれか」に改める。

第七条第一項中「前回の定期評定の期日」の下に「の翌日」を加え、「の前日」を削る。

第九条第四項中「総務企画部管理総室人事室長」を「総務部総務管理局人事室長」に改める。

第十一条第一項並びに第十二条第一項及び第三項中「総務企画部長」を「総務部長」に改める。

第十四条第二項中「総務企画部管理総室人事室」を「総務部総務管理局人事室」に改める。

別表第一の項中「行政職給料表八級」を「行政職給料表六級」に改め、同表2の項中「行政職給料表六級」を「行政職給料表四級」に改め、同表3の項中「行政職給料表五級」を「行政職給料表三級」に改める。

別表第三本庁の部室長の項中「総室長」を「局長」に、「部局長」を「部長」に改め、同表地域事務所の部局長の項中「本庁管理総室長」を「本庁関係局長」に改める。

別表第四本庁の項中「総室長」を「局長」に改める。

附則

(施行期日)

- この訓令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 条件付採用期間中の職員を除く職員に対する平成十八年度の定期評定については、この訓令による改正後の第七条第一項本文の規定にかかわらず、評定期間を平成十八年一月一日から平成十九年三月三十一日までとする。

- 広島県訓令
- 広島県議会議事局訓令
- 広島県選挙管理委員会訓令
- 広島県人事委員会訓令
- 広島県監査委員訓令
- 広島海区漁業調整委員会訓令
- 広島県公営企業管理規程

広島県知事 藤田雄山

- 広島県訓令
- 広島県議会議務局訓令
- 広島県選挙管理委員会訓令
- 広島県人事委員会訓令 第六号
- 広島県監査委員訓令
- 広島海区漁業調整委員会訓令
- 広島県公営企業管理規程

広島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十八年四月一日

本庁	地方事務所	本庁	知事	藤田雄山
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	橋本宗利	丸山明
人事委員会事務局	人事委員会事務局	人事委員会事務局	近光章	折見勝治
監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	折見勝治	村博
労働委員会事務局	労働委員会事務局	労働委員会事務局	折見勝治	村博
海区漁業調整委員会事務局	海区漁業調整委員会事務局	海区漁業調整委員会事務局	折見勝治	村博
公営企業部本庁	公営企業部本庁	公営企業部本庁	折見勝治	村博
公営企業部地方機関	公営企業部地方機関	公営企業部地方機関	折見勝治	村博

広島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

- 広島県議会議務局訓令
- 広島県選挙管理委員会訓令
- 広島県人事委員会訓令(第二号)の一部を次
- 広島海区漁業調整委員会訓令
- 広島県公営企業管理規程

のように改正する。
受訓先中「企業局本庁」を「公営企業部本庁」に、「企業局地方機関」を「公営企業部地方機関」に改める。
第二条第一項第一号中「企業局の本庁(以下「企業局本庁」という。）」及び企業局の地方機関(以下「企業局地方機関」を「公営企業部の本庁(以下「公営企業部本庁」という。))及び公営企業部の地方機関(以下「公営企業部地方機関」に改め、同項第二号アの表を次のように改める。

区	分	職
局	局長	局長
出納長室	副出納長	副出納長
広島県行政組織規則第三条に規定する特別又は臨時の機関(以下この項において「特別な機関」という。))		特別な機関の長

第二条第一項第二号イの表企業局本庁の項中「企業局本庁」を「公営企業部本庁」に、「企業局次長」を「公営企業部次長」に改め、同表企業局地方機関の項中「企業局地方機関」を「公営企業部地方機関」に改め、同条第二項中「総務企画部長」を「総務部長」に改める。
第三条第二項中「総務企画部管理総室職員健康推進室長」を「総務部総務管理局職員健康推進室長」に改め、同条第三項中「総務企画部長」を「総務部長」に改める。
第四条第二項第一号中「総務企画部長」を「総務部長」に改める。
第六条第一号中「総務企画部管理総室長」を「総務部総務管理局長」に改める。
第七条第五項、第八条第三項、第五項及び第六項、第九条第四項並びに第十条第四項中「総務企画部長」を「総務部長」に改める。
第十一条第二項の表本庁等地域の項中「企業局本庁」を「公営企業部本庁」に、「企業局地方機関」を「公営企業部地方機関」に、「総務企画部管理総室職員健康推進室」を「総務部総務管理局職員健康推進室」に、「総務企画部長」を「総務部長」に改め、同表病院等地域の項中「総務企画部長」を「総務部長」に改め、同表広島地域の項及び尾三地域の項中「企業局地方機関」を「公営企業部地方機関」に改め、同条第三項中「総務企画部長」を「総務部長」に改める。
第十三条第三項中「総務企画部長」を「総務部長」に改める。
第十五条第一項中「総室、出納長室、政策企画局及び病院事業局」を「局及び出納長室」に改める。
第十六条第二項中「総務企画部長」を「総務部長」に改める。
第十七条第三項中「第十九条第一項」を「第十七条第一項及び法第十八条第一項」に改め、同条第五項中「総務企画部長」を「総務部長」に改め、同条第六項中「委員会」を「前項の

告示

示

安全衛生委員会」に、「総務企画部長」を「総務部長」に改め、同項を同条第七項とし、同項の前に次の一項を加える。

6 所属長は、安全衛生委員会を開催したときは、遅滞なく、当該安全衛生委員会における議事の概要を規則第二十三条第三項各号に掲げるいずれかの方法により職員に周知しなければならぬ。

第十八条第六項中「総務企画部長」を「総務部長」に改め、同条第七項中「委員会」を「前項の衛生委員会」に、「総務企画部長」を「総務部長」に改め、同項を同条第八項とし、同項の前に次の一項を加える。

7 所属長は、衛生委員会を開催したときは、遅滞なく、当該衛生委員会における議事の概要を規則第二十三条第三項各号に掲げるいずれかの方法により職員に周知しなければならぬ。

第二十条第二項、第二十一条第一項及び第三項、第二十二条、第二十四条第一項及び第三項、第二十五条第二項、第二十七条並びに第二十八条中「総務企画部長」を「総務部長」に改める。

別記様式第一号中「(第7条第5項関係)」を「(第7条関係)」に、「総務企画部長様」を「総務部長様」に改め、「同様式備考一」中「勤務年数」を「勤務年数・研修修了の旨」に改める。

別記様式第二号中「(第8条第5項関係)」を「(第8条関係)」に、「総務企画部長様」を「総務部長様」に改め、
別記様式第三号中「(第9条第4項、第10条第4項関係)」を「(第9条、第10条関係)」に、「総務企画部長様」を「総務部長様」に改め、
別記様式第四号中「(第13条第3項関係)」を「(第13条関係)」に、「総務企画部長様」を「総務部長様」に改め、「免許証(終了証)」を「免許証(修了証)」に改め、同様式備考一

中「技能講習終了証」を「技能講習修了証」に改め、
別記様式第五号中「(第17条第5項関係、第18条第5項関係)」を「(第17条、第18条関係)」に、「総務企画部長様」を「総務部長様」に改め、
別記様式第六号中「(第17条第6項関係、第18条第6項関係)」を「(第17条、第18条関係)」に、「総務企画部長様」を「総務部長様」に改め、

附則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第一号の改正規定(同様式備考一に係る部分に限る。)は、平成十八年十月一日から施行する。

広島県告示第四百二十三号
昭和五十九年広島県告示第三百五十一号(広島県保健環境センターにおける使用料及び手数料の種別及び額)の一部を次のように改正する。
平成十八年四月一日

二 試験検査等手数料の表第一の項中

広島県知事 藤田雄山

九 その他の試験検査

当該試験検査に該当する健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年厚生省告示第五十四号)別表第一(医科診療報酬点数表に掲げる種別により同告示の定めるところにより算定した額の百分の八十に相当する額に百分の百五を乗じて得た額(この額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)

九 その他の試験検査

当該試験検査に該当する健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項の規定により厚生労働大臣が定めるところにより定める算定方法により算定した額の百分の八十に相当する額に百分の百五を乗じて得た額(その額に円未満の端数がある場合は、その

を

に改める。

の端数を切り
捨てた額)

公営企業管理規程

広島県公営企業管理規程第三号

広島県工業用水道供給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年四月一日

広島県公営企業管理者 中 村 博

広島県工業用水道供給規程の一部を改正する規程
広島県工業用水道供給規程(昭和四十二年工業用水道事業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「基本使用水量」を「基本水量」に、「第六条第二項」を「第六条第三項」に改め、同条第三号中「特定使用水量」を「特定水量」に、「基本使用水量」を「基本水量」に改め、同条第四号中「基本使用水量(特定使用水量)」を「基本水量(特定水量)」に、「基本使用水量に当該特定使用水量」を「基本水量に当該特定水量」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条 削除
第六条第一項中「給水の承認」の下に「(給水の種別の変更の承認を含む。)」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に「使用者の一日当たりの使用水量」を「給水の種別、使用者の一日当たりの基本水量」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 給水の種別の変更は、管理者が特に必要と認めた場合を除き、給水の承認を受けた日から一年間は変更の申込みをできないものとする。

第六条に次の一項を加える。
4 前項の規定により定める基本水量は、一日を午前零時から一時間ごとに分割した各一時間(以下「単位時間」という。)の使用水量のうち最大の水量に二十四を乗じて得た水量とする。

第七条の見出し中「基本使用水量」を「基本水量」に改め、同条第一項中「基本使用水量」を「基本水量」に改め、同条第二項中「工業用水道基本使用水量変更申込書」を「工業用水道基本水量変更申込書」に改め、同条第三項中「基本使用水量の」を「基本水量の」に、

「変更後の基本使用水量」を「変更後の基本水量」に、「当該基本使用水量」を「当該基本水量」に、「工業用水道基本使用水量変更承認書」を「工業用水道基本水量変更承認書」に改める。

第八条第一項中「使用者」を「条例第一条に規定する一般給水及び定量給水の使用者」に、「基本使用水量」を「基本水量」に改め、同条第三項中「基本使用水量」を「基本水量」に、「一日当たりの使用水量」を「一日当たりの特定水量」に改め、同条に次の一項を加える。
4 前項の規定により定める特定水量は、単位時間における使用水量のうち最大の水量に二十四を乗じて得た水量とする。

第十条の見出し中「設置」の下に「及び管理」を加え、同条中「中の量水器」を削り、「設置し」の下に「管理し」を加え、同条に次の二項を加える。

2 管理者は、前項に規定する給水施設中に量水器を設置し、管理するものとする。

3 使用者は、量水器の設置に要する土地、建物等及び計量に必要な電力等を無償で県に使用させるものとする。

第十一条第五号中「ポンプを設ける場合に」を「施設」に改める。

第十六条第一項中「基本使用水量」を「基本水量」に改め、「及び特定給水の申込みをした者」を「特定給水の申込みをした者及び工業用水道の利用を廃止しようとする者」に改め、「当該給水等の申込み」の下に「又は廃止」を加え、「を増設し、又は改良」を「及び量水器を増設し、改良し又は撤去」に、「増設又は改良」を「増設、改良又は撤去」に改める。

第十八条第二項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 使用者は、使用水量を変更する場合は、適当な時間を確保し、使用水量に急激な変化のないようにしなければならない。

第十九条第一項第二号中「三十度以下」を「二十度以下」に改め、同項に次の一号を加える。

四 工業用水の配水管末における最低水圧 ○・〇四九メガパスカル

第十九条第二項中「水質」を「水質等」に改める。

第二十二條の見出し中「基本使用水量」を「基本水量」に改め、同条中「第六条第二項」を「第六条第三項」に、「基本使用水量」を「基本水量」に改める。

第二十四条第一項中「一月分」を「一般給水及び定量給水における一月分」に、「基本使用水量又は特定使用水量」を「基本水量又は特定水量」に、「基本料率又は特定料率」を「基本料金の料率又は特定料金の料率」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項及び第二項」に、「基本使用水量」を「基本水量」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 少量給水における一月分の基本使用料金の額は、当該月の全日数に基本使用料金の料率を乗じて算定する。

広島県工業用水供給株式会社様
様式第1号 (第6条関係)

工業用水道給水申込書

平成 年 月 日

広島県公営企業管理者様

申込者 住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)
氏名 (及び代表者の氏名) (印)

次のとおり工業用水の供給を受けたいので、広島県工業用水道供給規程第6条第1項の規定により申し込みます。

受 水 場 所			
受 水 工 場 名			
給 水 の 種 別	一般給水	定量給水	少量給水
予 定 使 用 水 量	1日当たりの予定使用水量 1日の各時間における 予定最大使用水量		立方メートル 立方メートル
給 水 期 間 始 日	平成 年 月 日		
現 在 の 給 水 の 種 別 (給水の種別を変更する場合)	一般給水	定量給水	少量給水
		現在の基本水量 (給水の種別を変更する場合)	
		立方メートル/日	
申 込 み の 理 由			

(注) 1 1日当たりの予定使用水量欄には、1日の各時間における予定最大使用水量に24を乗じて得た水量を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

広島県工業用水供給株式会社様
様式第3号 (第6条関係)

工業用水道給水承認書

第 号

平成 年 月 日

様

広島県公営企業管理者 印

平成 年 月 日付けで申込みのあつた工業用水の供給については、次のとおり承認します。

給 水 場 所	
給 水 工 場 名	
給 水 の 種 別	
基 本 水 量	立方メートル/日
時 間 使 用 水 量	立方メートル/時
給 水 開 始 年 月 日	平成 年 月 日
条 件	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第4号(第7条関係)

工業用水道基本水量変更申込書

平成 年 月 日

広島県公営企業管理者様

申込者 住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあつては、その名称) 及び代表者の氏名

次のとおり工業用水道の基本水量を変更したいので、広島県工業用水道供給規程第7条第2項の規定により申し込みます。

受水工場名	
現在の基本水量	立方メートル/日
変更希望水量	1日当たりの予定使用水量 1日の各時間における 予定最大使用水量
変更希望年月日	平成 年 月 日
変更の理由	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

「変更後の基本水量」は「基本使用水量」と「基本水量」の和である。変更後の基本使用水量は、

「変更後の基本水量」は、

「特定使用予定量」は、

「特定使用予定量」は、

「特定使用予定量」は、

「特定使用予定量」は、

「特定使用予定量」は、

「特定使用予定量」は、

別記様式第十六号を次のように改める。

様式第16号 (第26条関係)

工業用水道料金減免決定書

平成 年 月 日
様
広島県公営企業管理者 印

平成 年分の料金減免について、次のとおり決定しました。

減免対象給水場所	
減免対象給水工場名	
減免対象期間	平成 年 月 日 時から 平成 年 月 日 時まで
減免対象水量	基本水量 特定水量 使用水量 立方メートル 立方メートル 立方メートル
減 免 金 額	基本 (使用) 料金 特定料金 使用料金 円 円 円

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附 則

- この規程は、公布の日から施行する。
- この規程による改正後の広島県工業用水道供給規程第十条第一項及び第三項の規定は、この規程施行の際現に量水器を自らの負担において設置している使用者には、適用しない。

監 査 委 員 訓 令

広島県監査委員訓令第一号

広島県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年四月一日

広島県代表監査委員 近 光 章

広島県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

広島県監査委員事務局処務規程 (昭和四十四年広島県監査委員訓令第一号) の一部を次のように改正する。

第五条第三項及び第十一条の第二項中、「監査監」を削る。

第十三条第一項第二号中「主務監査監、主務専任主査」を「主務専任主査」に、「主務監査監等」を「主務専任主査等」に改め、同条第二項中「主務監査監等」を「主務専任主査等」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

監 査 委 員 告 示

広島県監査委員告示第一号

広島県監査委員事務局の職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十八年四月一日

広島県代表監査委員 近 光 章

広島県監査委員事務局の職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する告示

広島県監査委員事務局の職員の職の設置等に関する規程 (平成十六年広島県監査委員告示第一号) の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同条中第六項を削り、第七項を第六項とし、八項から第十一項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。